

## **[事案 26-159] 損害賠償請求**

・平成 27 年 6 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約の際、誤った説明を受けて元本割れが生じたなどとして、設計書記載の教育資金すえ置き累計額および満期保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 10 月に契約した子ども保険について、以下の理由により、既払込保険料のを返還または設計書記載の教育資金すえ置き累計額および満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 最初は他社の保険加入を予定していたが、保険勧誘の際に、設計書の満期時受取額を示され、「他社の保険よりも絶対にお得」と説明を受けたので、申込みをした。
- (2) 教育資金、積立配当金を少しでも多く受け取ることができるように、教育資金を途中で受け取ることなく、満期時に一括で受け取る方法を選択したにもかかわらず、元本割れが生じた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、教育資金すえ置き金のすえ置き利率が経済情勢等により変動すること、また、配当金についても直近の決算配当率が継続したと仮定して計算していることや利差配当率や配当積立利率が変動した場合には配当金が増減することがあること、特別配当は支払われないことがある旨の説明文言が明記されている。
- (2) 募集人は、設計書の「配当金は変動（増減）します」の欄や、「配当について」の欄についてよく確認するように伝えるとともに、配当金が将来の経済情勢等により変動することがあることなどが記載された「ご契約のしおり一定款・約款」を申立人に手交している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の配偶者に対して、設計書の説明内容等募集時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社の説明義務違反や申立人および申立人の配偶者の錯誤が認められないことなどに加え、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

### **<参考>**

○保険会社の説明義務違反や申立人および申立人の配偶者の錯誤が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 設計書によると、満期時受取額の内訳が記載されており、教育資金すえ置き累計額、積立配当金累計額および特別配当金の金額には、「約」が付されて記載されている。

同設計書の下部には、「教育資金は特にお申し出がなければ当社所定の利息を付けてすえ置き（この利率は経済情勢などにより変動します）」と記載されており、教育資金すえ置き金の利率が経済情勢により変動することが明記されている。

また、同設計書には、「配当金は変動（増減）します」と太字で記載されており、その下に「記載の配当金額は、毎年の配当支払時期に平成3年度決算配当率が使用され、配当積立利率が現行利率のまま推移し、途中引き出しがないものと仮定して計算した試算数値であり、お支払額をお約束するものではありません。なお、仮に計算基礎から利差配当率（通常配当のうち、資産運用成果による部分）が0.1%、配当積立利率が0.1%変動した場合、このご契約内容では満期時の積立配当金累計額は、約2.4万円変動します。ただし、利差配当率・配当積立利率が0.1%以上変動する場合があります」、「ご契約時から長期間継続した契約に対しては特別配当をお支払いしておりますが、将来的にはお支払いできないこともありえます」と、積立配当金累計額や特別配当金が、確定した金額でないことが明記されている。

- (2) 契約時に何度か個別に説明を受けた申立人の配偶者は、事情聴取において、募集人から、設計書記載の満期時受取額について、募集人が黄色いマーカーを付けて、「これだけもらえます」と説明したと述べているが、申立人も申立人の配偶者も、募集人から、満期時受取額が確実にもらえるとの説明はなく、満期時受取額が増減することについては理解していたと述べている。

また、申立人の配偶者は、本件契約には、育英年金という保障がついているので、保険料がかかっていることも理解できるが、それは、保険料の利息で賄えると思っていたので、元本割れすることはないと思っていたと述べている。

- (3) 以上により、募集人が、申立人および申立人の配偶者に対して、満期時受取額が既払込保険料を下回ることがないという趣旨の説明をしたことは認められず、申立人および申立人の配偶者が、満期時受取額が既払込保険料を下回らないであろうという期待を持っていたことは、認められるものの、そのような保険商品であると勘違いしていたとは認められない。
- (4) また、仮に、募集人の説明によって、満期時受取額が、既払込保険料を下回ることはないと思っていた点に錯誤の成立を認めたとしても、契約の際、設計書にて説明を受けた申立人には、錯誤について重大な過失があったと言わざるを得ない。